



県民だより

毎月1日はノマイカーデー

(1日が日曜日または祝祭日のときは翌日です)



第10号

●昭和58年 8月11日発行 ●編集・発行/栃木県企画部広報課 〒320 宇都宮市埴田1丁目1番20号 ☎0286-23-2159
●県人口/1,828,027人 男 903,964人 女 924,063人 ●世帯数 509,622世帯(昭和58年 7月1日現在 概数)



'84 とちぎ博

21世紀へのたびだち・
明日のくらしと産業
■会 場 宇都宮市清原中央公園
(清原工業団地内)
■会 期 昭和59年7月12日~9月16日

「いきいきとした、みずみずしい ふるさとづくり」を目標として

西暦二〇〇〇年まであと十七年——
いよいよ二十一世紀の幕開けが間近です。

二十一世紀の栃木県が、「いきいきとした、みずみずしいふるさと」であることは、一八二万県民の願いではないでしょうか。

そこで県では、西暦二〇〇〇年を展望する超長期ビジョンを策定しました。

このビジョンは、活力と個性にみちた郷土栃木県の創造を目標に、来るべき二十一世紀に向けた県政の道しるべとしていくものです。

長期展望

●人口・経済

これからは、出生数は減っていくものとみられますが、本県が東京に近く、産業発展の可能性が高いこと、良好な住まいの環境をもっていることから、県外から移り住む人が次第に増えていくとみられます。

この結果、将来の本県人口は、一九八〇年（昭和五十五年）の一七九万人から、一九九〇年（昭和六十五年）には、一九三万人、さらに二〇〇〇年（昭和七十五年）には、二一〇万人程度になるものと予想されます。

人口構成面で見ますと、第一次ベビーブーム人口と、その子ども

たちである第二次ベビーブーム人口の波が、教育や雇用の面で、これからの社会に大きな影響を及ぼしていくものと予想されます。また、六十五歳以上の老人人口の割合が急速に高まり、二〇〇〇年には、一六％にも達するとみられ、今日の西欧諸国の水準を越す高齢社会になると予想されます。

本県経済は、今後、有利な立地条件や勤勉な県民性などを生かし、一九八〇～一九九〇年で、年平均四・八％、一九九〇～二〇〇〇年で四・五％程度の経済成長、いわゆる中成長の時代を迎えるものと予想されます。

●県民生活
入学、就職、結婚などで区切られた人生の道のりをライフサイクルと呼びます。このライフ

サイクルは、寿命の伸びや子ども数の減少などによって、大きく変わってきていますが、これからは、こうした変化にに応じて、雇用や教育など社会の仕組みを見直していく必要があります。

これからは、県民一人ひとりが、それぞれ自分なりの満足を得られる生活を求めていくといつた、生活意識の多様化が進むとみられ、自由時間の過ごし方や消費生活を中心に、自分の暮らしを自分なりにいろいろ個性の時代になっていくものと思われれます。

創造性に富む 心豊かな人づくり

創造性に富む 心豊かな人づくり

二十一世紀に向けて、人生八十年といわれる時代を迎える中で、私たちが、個性と能力を伸ばし、生きがいのある充実した生活を送れるようにするためには、それぞれのライフステージ（人の一生の各段階、例えば幼少年期、青年期など）の生活課題に応じた生涯にわたる体系的な学習条件の整備が、一層重要なものになってきます。

このため、次のような施策を展開していきます。

- 家庭基盤の充実
生活にうるおいとやすらぎをもたらす家庭基盤の充実等の促進
- 生涯学習社会の形成
高度化・多様化する学習ニーズに応える学習機会の充実等の促進
- 県民文化の振興
生き方、暮らし方のより豊かな



創造をめざす生活文化の振興等の促進

- 県民総スポーツの推進
県民一人ひとりの年齢や適性に応じた生涯スポーツ等の推進
- 青少年の健全育成
次代を担う青少年の自主的活動のための施設や支援体制等の整備促進
- 女性の地位の向上
新しい時代に向けての自主的活動への支援等の促進
- 人と文化の国際交流の促進
地域と世界を結ぶ国際交流事業等の促進



複雑・多様化しつつある社会の中で私たちが、いつも安心して暮らしているようにするためには、生活を損うさまざまな事態から未然に私たちの安全を守るとともに、更に進んで快適で良好な環境をつくり出していく必要があります。

このため、次のような施策を展開していきます。

安心して暮らせる 社会環境づくり

- 消費生活の安定と向上
多様化・個性化する消費者ニーズに対応した消費者保護体制の充実
- 交通安全の徹底
人と車と道路の調和をめざした交通環境の確保と安全教育の推進
- 地域防災対策の確立
災害から県民を守るまちづくりや地域防災対策の推進
- 防犯対策の充実
すべての県民が、安心して暮らせる犯罪のない地域づくりの推進
- 公害の防止
良好で快適な環境を保全、創造するための公害防止対策の推進
- 県土の保全
県民の生活や経済社会活動の基盤として一層の安全性の確保推進



健康で生きがいのある 福祉社会づくり

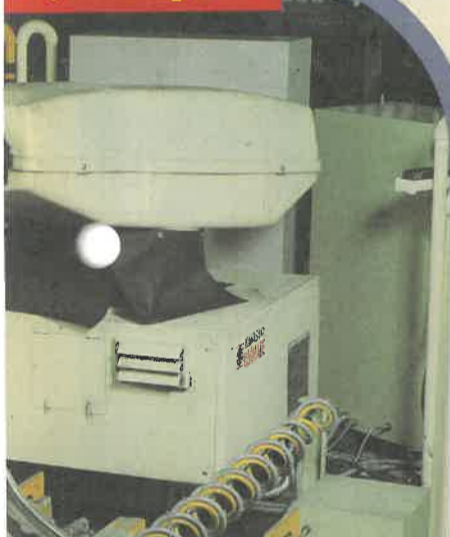
健康で生きがいのある 福祉社会づくり

お年寄りや障害をもつ人々はもとより、すべての県民が健康で生きがいのある福祉社会を築いていくためには、公的な施策の充実とあわせて、私たちが、一人ひとりの心に根ざした自主的な活動を

- 児童福祉の充実
すべての子どもが健やかに育つための児童福祉の充実
- 保健医療サービスの充実
保健から医療まで一貫した総合的なサービス体制の整備充実



ビジョン



力と創意にみちた 美社会づくり

二十一世紀に向けて、高齢化、成熟化、国際化等大きな社会経済の変動が予想される中で、地域社会が、その活力を維持していくためには、豊かな創造力と柔軟な適応力をもつ



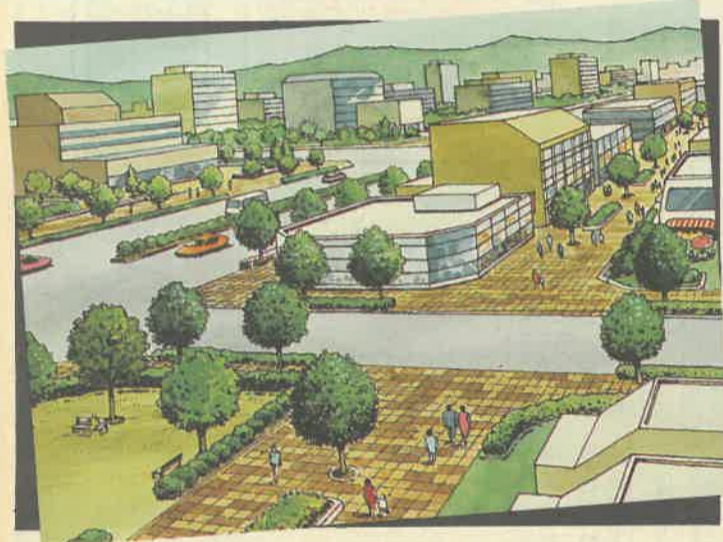
県民の皆さんへ

栃木県知事 船田 譲



私たちは、今、かつて経験したことのない高齢社会の入口に立たされています。高齢社会への移行は、社会経済環境の変化とからんで、私たちの生活に大きな影響を及ぼすことは明らかです。そこで、私は県民の皆さんと一

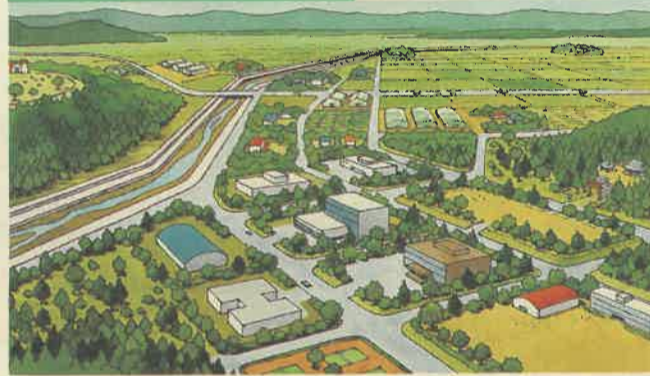
緒になって、できるだけ長期の見通しのもとに、栃木県という地域社会を見直し、高齢社会へと備えを固めていくと同時に、私たちの誇りであるすぐれた自然や歴史を生かした郷土づくりを進めていくことが大切だと考え、このたび西暦二〇〇〇年を展望する超長期ビジョンを策定いたしました。今後は、このビジョンを、二十



個性豊かな暮らし、学び、育て、やすらぎ、そしてつきあうといった生活の場は、住まいを基点として、近隣社会、市町村、広域的な生活圏へと、生活活動に応じて展開されますが、それぞれの生活の場が、より安全・快適で利便性に富み、個性豊かなものとして築きあげられていく必要があります。このため、次のような施策を展開してまいります。

- ゆとりある住生活の確保
- 家族構成や居住地域の特性に応じた居住水準の向上等の促進
- 快適な居住環境の整備
- 各地域の特性に応じた質の高い居住環境の整備の推進
- 郷土を支える近隣社会づくり
- 地域住民の連帯と自主性を基盤とした近隣社会づくりの促進
- 個性とうるおいのあるまちづくり

個性豊かなまちづくり等の促進
● 活力のある豊かな暮らしづくり
生産の場として、生活の場として
活力のある暮らしづくり等の促進
● 魅力ある生活圏の形成
都市と農山村の良さを生かした広域的、総合的な圏域整備の推進

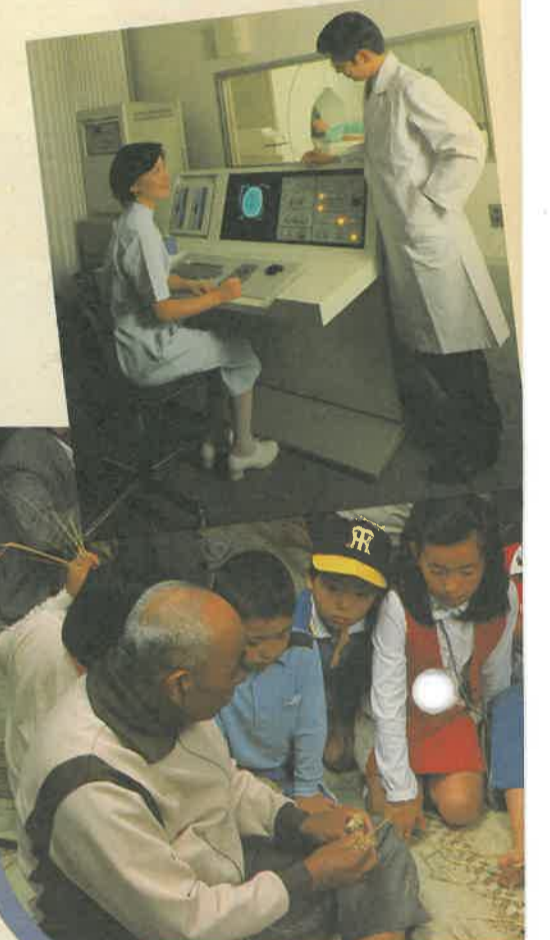


個性豊かな快適で暮らしやすい郷土づくり

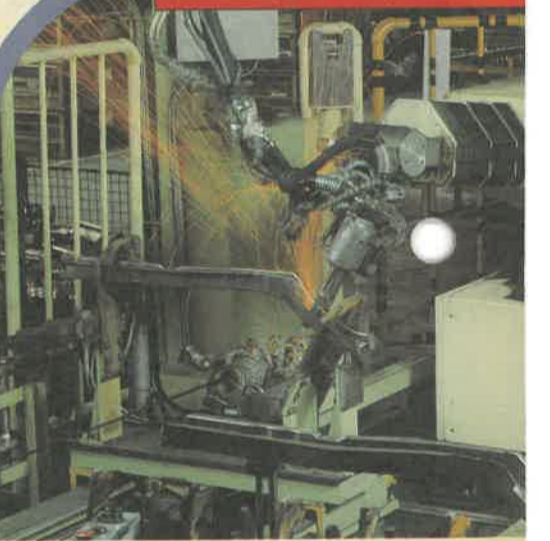
このため、次のような施策を展開してまいります。

- 地域福祉の充実
- 家族や地域の人の豊かなふれあいの中の地域福祉の充実
- 高齢者福祉の充実
- 高齢化が進む中で健康で生きがいにみちた高齢者福祉の充実
- 障害者福祉の充実

障害をもつ人たちの社会への完全参加と平等の実現等の促進



超長期ビジョン



活産

このため、次のような施策を展開してまいります。

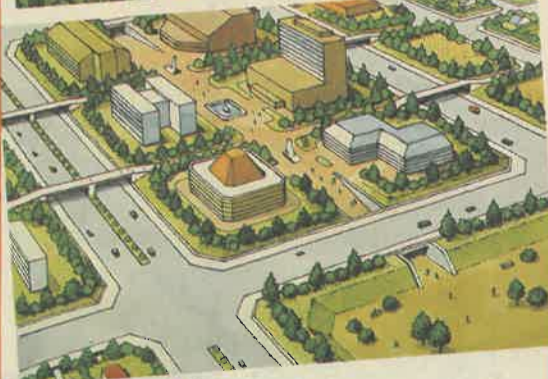
- 産業の活性化
- 地域の活力と創意を生かした地域産業の活性化の促進
- 農林業の振興
- 体質の強い活力にみちた農林業の確立をめざした振興策の展開
- 工業の振興

技術力と創造性に支えられた本

県工業の高度化の一層の促進

- 商業・サービス業の振興
- 県民ニーズの多様化に応える商業・サービス業への振興策の展開
- 観光産業の振興
- 個性と歴史を生かした魅力ある観光産業への振興策の展開
- 雇用の安定
- 高齢化・高技術社会へ向けての雇用の安定確保の推進

調和のとれた緑豊かな県土づくり



調和のとれた緑豊かな県土を築き、それぞれの地域で生活する人々の住みよき、暮らしよきを確保していくためには、人間と自然の調和に努め、そのうえで各地域の歴史や風土を生かした、均衡のある県土空間を築いていく必要があります。

このため、次のような施策を展開してまいります。

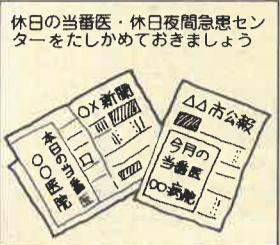
- 自然環境の保全と緑の創出
- かけがえない県民の資産として積極的な保全と緑化運動の展開

個性と活力にみちた栃木県の創造と県土の均衡ある発展を図るため、県北・県央・県南の三地域を基本とした県土づくりの推進



救急医療体制

休日や夜間などに発生した急病患者等の医療の確保を図る体制をいいます。



休日の当番医・休日夜間急患センターをたしかめておきましょう

救急患者

初期(一次)救急医療機関
休日夜間急患センター(診療所) 在宅当番医

初期医療を受けもつもので在宅当番医制と県内8ヶ所にある休日夜間急患センターの2つの方法で運営されています。

二次救急医療機関
病院群輪番制病院

入院や手術を必要とする救急患者のための設備やスタッフを備え、地域の中核的な医療機関が中心に対応しています。

三次救急医療機関
救命救急センター

脳卒中や頭部外傷などの生死にかかわるような救急患者の救命医療に対処するもので、救命救急センターが県下全域を対象にその役割を担っています。

※地域における救急医療体制について詳しくお知りになりたい方は、市役所または、町村役場の救急医療担当課へ。

救急医療は、人の生命と健康にかかわる大きな社会問題として、生まれました。その対策については、関係機関の協力のもとに体系的に整備、充実が図られて来たところです。

なんでも相談できるホームドクター(かかりつけの医師)をもちましょ



救急の日・救急医療週間を中心として、各種広報活動を行う他、各保健所等では、応急手当の講習会などを実施します。

なお、9月9日救急の日には、栃木会館小ホールで記念講演を、県庁正門前他で移動献血を実施します。

「救急の日」とは

みんなで大事に育てよう
みんなの救急医療

9/4~9/10救急医療週間

9月9日は、「救急の日」

心がけましょう

救急医療は、医師、看護師、検査技師、X線技師などの病院関係者のもとより、搬送するための消防署の救急車、血液センターなど多くの人々の努力と善意によって支えられています。これらにたずさわる人々の苦勞と努力に感謝すると共に「救急の日」、「救急医療週間」を機会に次のことを心がけましょ

主な行事

- ①日頃から自分の健康は自分で、家族の健康は家庭で守りましょ
- ②いざという時のために正しい応急手当の知識を身につけましょ
- ③なんでも相談できるホームドクター(かかりつけの医師)をもちましょ
- ④休日・夜間の急病は、おちついてましょホームドクターに相談ましょ
- ⑤休日の当番医、休日夜間急患センターをたしかめておきましょ
- ⑥急病以外は、診療時間内に受診ましょ
- ⑦救急車の安易な利用は、さけましょ

県政テレビ番組 ウィークエンド栃木



- お茶の間に県内各地のホットな話題
- 毎週土曜日 朝8:45~9:00 テレビ東京⑫
- レポーター 高松しげお・宮川ヒロミ

政ラジオ番組

栃木放送

○県民の窓……県の施策、行事などを対談や現地録音で構成。毎週日~金曜の午後0時15分~0時30分。

○知事さんこんにちは……県の施策や時の話題について知事が語ります。毎月第3日曜の午前9時15分~9時35分。

○県庁ダイアリー……県のお知らせを1日2テーマ放送。毎週月~土曜の午前8時42分~8時47分。

あなたの声を県政に!

県では、広く県民の皆さんからの声を聞くため、県民センター・県民相談室を設けています。

県の仕事について、皆さんの卒直なご意見・要望・苦情などをお聞きし、また、日常生活等で困っていることについても相談に応じ、共に考え解決に努めています。相談は、一切無料です。直接おいでになっても、手紙や電話でも結構です。

お気軽にご利用ください。

- 中央県民センター ☎0286-23-3765
- 県南県民センター ☎0282-24-5665
- 県北県民センター ☎02872-3-1555

他に、上都賀、芳賀、安蘇、足利、塩谷、南那須の各庁舎には県民相談室が設置されています。

お知らせ

金融機関の休業(毎月第2土曜日)に伴う県公金の取扱いについて

全国の普通銀行、相互銀行、信用金庫、農業協同組合等の金融機関では、8月から毎月1回週休2日制が実施され、第2土曜日が閉店休業となります。

ご承知のように、県の収納、支払いは金融機関を通じて行っていますので皆さまには何かとご不便をおかけいたしますが、この日は、税金や使用料などの払込み及び現金の受け取りについては、できる限りさせていただきますようご理解とご協力をお願いします。

なお、ご不明の点については、次のと

ころへお問い合わせください。

- 出納局 ☎0286-23-3013
- 宇都宮地方出納事務所 ☎0286-26-3170
- 鹿沼 // ☎0289-62-5291
- 真岡 // ☎02858-2-4668
- 栃木 // ☎0282-23-3415
- 矢板 // ☎02874-3-1281
- 大田原 // ☎02872-2-4144
- 烏山 // ☎02878-2-3725
- 佐野 // ☎0283-23-1458
- 足利 // ☎0284-41-1220

激増しています 訪問販売の苦情

◎契約は慎重に

県内の訪問販売に関する苦情相談は、昭和57年度には昭和56年度の1.5倍、昭和58年度に入ってから、倍のペースで増え続けています。苦情相談が多い品目は、学習教材、健康食品、消火器、英会話教材、高級ふとん、印鑑、衛生用品、トイレファン、自動販売機、化粧品などです。

◆買うのは、あなたです。契約は慎重に、という、当り前のことを実行ましょ。

◆消費生活相談は、県消費生活センター(宇都宮 ☎二八六-〇四一三)一八、県消費生活センター(県南支所(足利 ☎二八四-〇四一八)一八)または市消費生活センター及び市町村消費者行政担当窓口へお気軽にお寄せください。

◆契約する前に、セールスマンの話は真実か、自分にとって必要なものか、時間をおいて家族と相談ましょ。

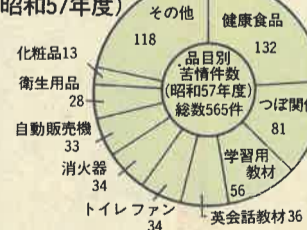
◆セールスマンから、今を逃したらチャンスはない、などと契約をせかされたら、ご用心!。欲を出さないことです。

◆妙な同情も間違いのもです。セールスマンは、勝手に来ただけのことです。

訪問販売による苦情件数の推移(県消費生活センター扱)



品目別苦情件数(昭和57年度)



栃木県では1日に

昭和57年の1日平均

